

規制の事前評価書

法令案の名称：携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：携帯電話の契約締結時の本人確認義務等の対象へのデータ通信役務の追加等

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課

評価実施時期：令和8年3月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充、緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- 近年、携帯通信端末向けの電気通信役務の不正な利用が多様化・巧妙化していることに鑑み、当該電気通信役務を提供する事業者が契約締結時の本人確認等を行うべき役務に音声通信役務以外の電気通信役務（データ通信役務）を追加するとともに、特定の個人が同時に利用することができる携帯通信端末の数が一定数を超えることとなる場合に当該電気通信役務を提供する事業者が役務の提供を拒むことを可能にする等の措置を講ずる。

<規制を新設・拡充、緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号。以下「法」という。）の制定時、携帯電話を利用した振り込め詐欺の多発を踏まえ、携帯電話の契約締結時の本人確認等が義務付けられたところ、その対象は、音声通信役務であった（データ通信役務は対象外）。
- 近年、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺による被害が深刻となっているところ、こうした犯罪には、音声通信役務だけではなくデータ通信役務も悪用されており、今後一層データ通信役務の不正な利用が拡大することが懸念されているが、法に基づく本人確認義務等が課されていないデータ通信役務については、不正な利用を行った者を特定することができない場合がある。
- また、近年、不正に利用されるおそれが高い契約類型として、通常個人で利用することが想定されない回線数の契約を申し込む事例（多回線契約）が確認されている。こうした契約については、少数回線の契約に比べても、不正に利用された場合の被害が増大する傾向にもあることから、多回線契約について、事業者が役務の提供を拒むことができる場合を法令によって明確化する必要がある。

<必要となる規制新設・拡充、規制緩和・廃止の内容>

- 前者の課題の解決を図るため、法に基づく本人確認義務等の対象にデータ通信役務を追加する。
※ なお、その際、本邦内に住居を有しない外国人（観光目的の滞在者等）について、不正利用防止の実効性等を考慮し、住居に代わる事項（旅券番号等）による本人確認に関する規定を整備する。
- また、後者の課題の解決を図るため、特定の個人が同時に利用することができる携帯通信端末の数が一定数を超えることとなる場合に、事業者が役務の提供を拒むことを可能とする。
※ これと併せ、法人等との契約時の本人確認の際、契約担当者（契約締結の任に当たる自然人）の権限・地位を確認しないことによる架空名義の契約による多回線契約等を防ぐため、契約担当者の権限・地位の確認を義務付ける。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

■検討した □検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 本人確認をせずデータ通信役務を提供する営業を禁止する規定のみを設け、本人確認の方法、記録の保存等については事業者に委ねることも考えられるが、その場合、事業者によって本人確認の方法に差異が生じ、また、記録等による事後的な本人確認の状況の確認ができず実効的な監督が困難となること等から、データ通信役務についても音声通信役務と同等の義務を課す必要がある。（契約担当者の権限・地位の確認についても、同様に、その確認を行わない役務提供の禁止規定のみを設けることが考えられるが、以上の事情は同様であり、方法、記録の保存等も含め義務を課す必要がある。）

<その他非規制手段の検討状況>

■検討した □検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ データ通信役務の契約締結時等における契約担当者の権限・地位の確認について、確認方法をガイドライン等で定めることも考えられるが、既に自主的な本人確認に取り組んでいる事業者の取組内容には、事業者による差異が生じているところ、対策が不十分な事業者が不正利用の標的にされるおそれが生じており、業界全体として実効的な対策が講じられるよう、ガイドラインではなく、法で義務付ける必要がある。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 警察庁公表資料によると、令和7年における SNS 型投資・ロマンス詐欺の総認知件数は 15,142 件、被害総額は 1,827 億円となっており、前年に比べて認知件数、被害額共に著しく増加しているところ、当該詐欺等の実行には、携帯端末向けのデータ通信役務が広く悪用されていると考えられる。データ通信役務の追加に係る改正により、契約締結時に本人確認が義務付けられるデータ通信役務（新規契約件数約 680 万／年の内数（※））において、匿名で役務提供を受けることが困難となり、当該悪用の防止に大きく資すると考えられる。

（※） 17,110,000 件（電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）に基づく報告による移動通信サービスの新規契約件数）×40%（うちデータ通信役務のみを提供している割合（推計））≒6,844,000 件（この中には、契約締結時の本人確認義務の対象外となる役務も含まれる。）

- ・ 事後評価の際は、上記契約件数に加え、法に違反した場合の事業者に対する是正命令（法第 15 条）や行政指導の件数等により検証を行う。

【緩和・廃止】

- ・ また、多回線契約に係る改正により、多回線契約について事業者が役務の提供を拒むことができる場合が法令によって明確化され、携帯端末向けの電気通信役務の提供を行う事業者（約 2,000 者（電気通信事業報告規則に基づく報告による移動通信サービスを提供する事業者数））において、多回線契約を拒否する場合の対応の円滑化により、携帯通信役務の悪用の防止に資すると考えられる。
- ・ 事後評価の際は、上記事業者数等により検証を行う。

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 事業者には、新たにデータ通信役務に係る契約の締結時等に本人確認義務が課され、併せて当該確認に係る記録の作成・保存義務が課される。データ通信役務に係る新規契約件数は約 680 万件／年の内数であるところ、これらの義務の履行に要する費用は最大で約 16 億円／年と推計している。

$2,790 \text{ 円 (担当者時給※)} \times 1/12 \text{ 時間 (本人確認及びその記録の作成に要する時間/件)} \times 6,844,000 \text{ 件 (新規契約件数)} = 1,591,123,000 \text{ 円/年}$

※ $4,780,000 \text{ 円 (令和6年分民間給与実態統計調査 (国税庁) の平均給与額 (年間))} \div 1,714 \text{ 時間 (令和6年労働統計要覧 (厚生労働省) の年間総労働時間数)} \approx 2,790 \text{ 円}$

- ・ なお、本改正で新たに本人確認義務が課せられる事業者（データ通信役務のみを提供する事業者）の一部にあつては、初期費用として、本人確認及び本人確認記録の作成・保存のため、契約管理等に係る情報システム等の改修費用を要する場合もあり得るが、当該費用は事業者の規模、現在の情報システム等の仕様等によって異なるため、定量的に推計することは困難である。
- ・ また、本邦内に住居を有しない外国人に係る規定及び法人等との契約時の本人確認に係る規定の整備については、旅券に記載された旅券番号を始め、通常当然に所有していると考えられる書類等によって確認を行うことを想定しており、契約を申し込むに当たり、当該外国人又は法人等の新たな遵守費用は特段発生しないものと考えられる。
- ・ また、事業者には、本邦内に住居を有しない外国人の本人確認、法人等と契約時の契約担当者の権限・地位の確認義務が課されることとなるが、当該確認については、従前から行われている所要の契約プロセスの一部として行うものであり、確認及びその記録の作成等に要する追加的な遵守費用は僅少である。

<行政費用>

- ・ 総務省において、データ通信役務を提供する事業者には課す本人確認義務、契約担当者の権限・地位の確認義務等が適切に履行されるよう、所要の報告徴収、是正命令等の監督上の措置を行う必要が生じ得るが、当該措置は、原則として現行の法に基づき事業者を監督している事務体制等を活用して行うものと想定され、新たに発生する行政費用は僅少である。
- ・ また、事業者への規制の内容の周知・広報についても、法の下位法令の累次の改正に係る周知・広報と併せ、事業者団体への周知や総務省のウェブサイトへの掲載等の既存の周知手段を活用して行うものと想定され、新たに発生する行政費用は僅少である。

<その他の負担>

- ・ 現時点で想定されるその他の負担はない。

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 多回線契約を拒否する場合の事業者における対応の円滑化が図られるものであるため、現時点で想定される規制緩和・廃止により顕在化する負担はない。

<行政費用>

- ・ 事業者への規制の内容の周知・広報については、上記のとおり、法の下位法令の累次の改正に係る周知・広報と併せ、事業者団体への周知や総務省のウェブサイトへの掲載等の既存の周知手段を活用して行うものと想定され、新たに発生する行政費用は僅少である。

<その他の負担>

- ・ 現時点で想定されるその他の負担はない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他
(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 事業者からは、主に次のような意見があった。
 - 規律の強化は一定の効果が見込まれるが、データ通信役務に係る本人確認を義務化する場合、システム対応の期間等を踏まえた検討が必要である。
 - IoT利用や訪日外国人の一時利用のケース等、データ通信役務は利用用途が多岐にわたるため、利便性と犯罪悪用可能性のバランスを考慮した検討が必要である。
 - 多回線契約に係る改正については、事業者の柔軟な対応が可能と見込まれるため、賛同する。
- ・ 今後、法の施行期日、法の対象として省令で規定するデータ通信役務の範囲等について調整を要する。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会及び同研究会不適正利用対策に関するワーキンググループ
(令和7年4月～12月開催)

<関連する会合の議事録の公表>

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ICT_services/index.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 施行後5年以内に事後評価を実施する。